

## 2月 各種相談

内容 (予は要予約)	とき		ところ	問合先
行政相談	8日(火)	13:30-16:30	市役所本庁舎2階 打合せ室1	地域共生推進課(56-0551)
不動産相談	9日(水)	13:00-16:00	市役所西庁舎2階 悩みごと相談室	
予司法書士相談	3日(木)、17日(木) 22日(火)	13:30-16:30		
予法律相談	10日(木)、24日(木)	13:00-16:00		
相続・遺言手続相談	17日(木)	9:00-12:00		
消費生活相談	月・火・水・金※	[月]9:00-12:00 [火、水、金] 10:00-16:00 (12:00-13:00除く)		福祉の家1階 N-ジョイ
ひきこもり相談	9日(水)、23日(水・祝)	13:00-15:00	福祉の家1階 相談室 電話相談も可	社会福祉協議会(62-4700)
人権相談	17日(木)	13:30-16:30	福祉の家1階 相談室	
予生活困窮者相談	火～土※	9:00-16:00	市役所本庁舎1階 相談室	保険医療課(56-0618)
年金相談(予約優先)	18日(金)	10:00-16:00 (12:00-13:00除く)	福祉の家1階 ボランティアプラザ	ボランティアセンター (61-3434)
予ボランティア相談	5日(土) 水曜	10:00-11:30 13:30-16:00	市役所本庁舎1階 相談スペース	
予成年後見	24日(木)	13:30-16:30	市役所本庁舎2階 打合せ室1	尾張東部権利擁護支援センター (0561-75-5008)
予女性相談(男性も相談可)	4日(金)、18日(金)	10:00-15:30	市役所本庁舎2階 打合せ室1	子ども家庭課(56-0633)
家庭児童相談室 虐待等相談・通告	月～金※	9:00-17:00	市役所本庁舎2階 子ども家庭課	家庭児童相談室専用ダイヤル (63-9500)
予ひとり親家庭	月～金※	10:00-15:30		子ども家庭課(56-0633)
予発達相談	予約制	9:00-17:00	こどもの発達相談室 (前熊前山173-3)	子ども家庭課 療育支援係 専用ダイヤル(62-8812)
予子育て相談(就学前児童)	10日(木)、25日(金)	予約時調整	保健センター	健康推進課(63-3300)
予こころの相談室	平日 9:00-16:30 要予約			
予こころの健康相談	28日(月)	14:00-16:00	瀬戸旭医師会館相談室	瀬戸地域産業保健センター (0561-84-1139)
予決算申告指導 (事業者対象)	8日(火)、15日(火) 18日(金)、22日(火) 25日(金)	10:00-16:00 要予約	商工会館	商工会(62-7111)
予金融相談(事業用資金)	15日(火)	10:00-12:00 要予約		
認知症相談 (若年性認知症も可)	8日(火)	13:00-16:00 (予約優先)	市役所本庁舎1階 相談スペース	長寿課(56-0639)

相談日以外もお気軽にお問い合わせください。 ※11日(金・祝)、23日(水・祝)は実施しません。

## 統計情報

人口 2022年1月1日 現在(先月比)			月間異動数(12月)			交通事故(人)			犯罪発生状況(件)													
総人口	60,495	+12	転入	226	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>2021年 累計</td> <td>前年同期</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>重傷</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>軽傷</td> <td>22</td> <td>218</td> <td>232</td> </tr> </table>		12月	2021年 累計	前年同期	死亡	0	4	1	重傷	1	5	6	軽傷	22	218	232	犯罪発生状況は集計中のため発表されていません。
	12月	2021年 累計	前年同期																			
死亡	0	4	1																			
重傷	1	5	6																			
軽傷	22	218	232																			
男性	29,989	-6	転出	251																		
女性	30,506	+18	出生	60																		
世帯数	24,989	+3	死亡	23																		
			うち孤独死・孤立死※	0																		

※消防に通報があったが、既に死亡した状態であった単身者の方や死亡後に発見された方などで、生活状況を把握できた場合の総数です。